

女性保護法の制定を政府に要求する件

日本紡織労働組合提出

理由

吾等社會の建設者たる人類の創生、是は婦人に背負はせられたる尊き使命であると共に人類一般から立つても亦最高の使命である。然し重大な使命を果すべき婦人即ち母性が如何に悲惨な状態に置かれてゐるかを思ふだに寒心すべきである。

最近社會局の統計によれば我國の乳児の死亡率は百人に對し十七人、甚だしきは二十四人を示してゐる。是を大人百人に對し二人差の死亡率と比較する時全く阿然たりざるを得ない。しかも紡織、製絲の産業に働らく女工は千人に對し百人の不妊症をさへ出しつゝあると言ふ。實に人類の將來にとつて憂ふべき事である。其原因は何か、即ち貧困と過激な労働の爲めに母親に充分な休養と設備が与へられず尙將來母性たるべき若き女性に深夜業及び坑内労働其他の劣悪なる労働を強ゆるからである。

故に母親及び將來母たるべき女性に特別なる保護を社會は当然なすべきである。亦女性はそのれを要求する権利を有するものである。

興行方法

日本労働党並に全國婦人同盟其他本業賛成の解散諸団体と協力し請願運動をなすこと
其具体方法は執行委員会一任

日本労働組合同盟組織改造案

東京北部労働組合提出

一 提案理由の骨子

1. 組合同盟の組織は、産業別組合乃至地方組合を構成単位とする聯合体組織であつて、産業別大組合主義の理想を把持し得る時代の理想的組織の模倣である。
2. 従つて財界の不況と資本家階級の攻勢時代に於ける守勢的組織ではない。
3. 勿論今曰産業別大組合主義の理想が達せられたい上であれは、その力を以てすれば財界の不況にも、資本家階級の攻勢にも充分堪え得らるゝであらう。然し「産業別大組